

「法曹の倫理」正誤表

誤 正

p12 大阪地判昭和 30.9.2 判時 70 号 22 頁

29

p20 名古屋高判昭和 30.7.19 下民集 6 卷 7 号 1526 頁

29.12.24 高民集 7 卷 12 号 1127 頁

p22 注 6 青森地判昭和 40.11.9 判夕 187 号 185 頁

10

p22 注 10 東京高判昭和 29.1.12 下民集 5 卷 1 号 49 頁

29.1.21

p39 L7 明らかにして、無罪を 明らかにして、Aの無罪を

p76 L24 請け負っては 請け合っては

p131 L18 ……わけでもないである。 → ……わけでもないのである。

p192 注1)がL25,L29の二箇所ある L 25の注番号を削除

p213 L1 取り下げ 取消し

p315 L3 終身制 (67条) 終身制 (58条)

p316 L22 刑法 292条 2 項 292条、112条、113条 1 項

p319 L16 同倫理規定 規程

p329 L24 『法の支配』52号 32号

p390~391 (判例索引) 上記判例の訂正に伴う訂正のほか、下記のとおり訂正

p390 左側 16 番目の判例 最判昭和 35.3.22 民集 14 卷 4 号 541頁

525

P391 右側 2 番目の判例 京都地判平成 8.2.23 判時 1578 号 90 頁

東京

以上。